

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、  
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	状態	変更年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3760390058	訪問看護 介護予防訪問看護	社会福祉法人若竹会訪問看護ステーションわかたけ	762-0055	香川県坂出市築港町1丁目5-35 ベルトピアII 408	0877-85-3195	0877-85-3196	廃止	2020/9/30	社会福祉法人若竹会	香川県坂出市川津町1826番地19	河崎 春海	理事長